

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該案件に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
3		1					
品名 または 件名							
陸上自衛隊装備品等の輸送役務（一般）							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使用 器 材 名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	式						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級である
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年2月19日（木）11時00分 中央会計隊 入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免 除 契約保証金：免 除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総価（単価）（税抜） 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項第1号から第7号に該当する者は級別の格付を問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和8年1月22日17時00分までに書面等で提出すること。

(2) 審 査

入札に参加するものは、事前に役務履行能力審査を行うため、下記を実施すること。

ア 仕様書に示された下記資料の提出

会社概要、営業地域等状況、集配キロ程表、保有車両等、弾薬輸送の要領、特大型品の輸送要領

保全の態勢、賠償の態勢、緊急・突発事態への対応要領、事故発生時の対応要領

利用条件に関する資料

細部は仕様書による。

イ 提出期限：令和8年1月22日（木）17時00分

ウ 提出部数：2部

エ 提出場所：中央会計隊契約科 第3契約班 西村

(3) 入札時に提出するもの

ア 入札書（算定方法の細部については書類審査合格者に対して示す。）

イ 入札金額の内訳の分かるもの

(4) 契約書作成の要否

ア 金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については落札決定後、落札者に説明する。

イ 適用する特約条項

駐屯地用標準契約書に示す下記条項

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(5) その他

ア 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

イ 最低入札価格が予決令第85条の価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うので、協力されたい。

ウ 電報及び電話による入札は認めない。

エ 郵便による入札は、予め郵送を下記担当者に連絡の上、入札実施日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。

オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）

キ 官側から役務履行等に関する説明を求められた場合には、これに応じること。

ク 官側から調査の為の協力依頼があった場合には、これに協力すること。

ケ 提出資料及び官側への説明内容に虚偽があった場合、そのものは契約の相手方としない。

コ 提出資料は原則として返却しないものとする。

サ 提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

シ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

別途日時場所を示して、後日再度入札を実施する。

ス その他の項目については別紙による。

セ 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札手続きに関する問い合わせ先

中央会計隊契約科 第3契約班 西村 (TEL : 03-3268-3111 内線47553)

(FAX : 03-5269-5135 直通)

(イ) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課輸送室 大桶 (TEL : 03-3268-3111 内線40792)

陸上自衛隊仕様書			
名 称	陸上自衛隊装備品等の輸送役務（一般）		
作 成 担 任	防衛省陸上幕僚監部	作 成 年 月 日	令和7年12月17日
1 適用範囲			
この仕様書は、陸上自衛隊等が管理する装備品等の輸送に適用する。			
2 輸送役務の種類及び輸送の実施にあたり必要な条件			
(1) 輸送役務の種類			
ア 一般貨物自動車運送事業			
(ア) 貸切トラック			
(イ) 貸切トレーラー及びトラクター			
イ 第一種貨物利用運送事業			
(ア) 鉄道利用運送事業			
(イ) 船舶利用運送事業			
(ウ) 航空利用運送事業			
ウ 第二種貨物利用運送事業			
(ア) 鉄道利用運送事業			
(イ) 船舶利用運送事業			
(ウ) 航空利用運送事業			
エ 港湾運送事業			
オ 輸送等に付帯する業務			
(2) 輸送の実施にあたり必要な条件			
ア 日本全国に輸送する能力を有すること。			
イ 易損品、危険品（※）、特殊物件、汚い品、高価品及び特大品等多種多様な品目の輸送ができること。			
ウ 秘密を保全できること。			
エ 賠償能力を有すること。			
オ 緊急、突発的な事態に対応できること。			
カ 休日、深夜及び早朝の作業等に対応できること。			
※ 高压ガス取締法に定める品目、消防法に定める品目、毒物及び劇物取締法に定める品目（特定毒物は除く。）、火薬類取締法に定める品目、放射性物質及びこれに類するもの			
3 輸送役務の内容			
(1) 全 般			
ア 官側の所望する時期に経済的、安全かつ確実な役務を履行すること。			
イ 役務履行中の装備品等の取り扱いは、安全かつ丁寧に実施し、損傷防止に万全を期すこと。			
ウ 役務履行中の装備品等の保全・盗難等の防止に万全を期すこと。			
エ 役務を履行するに際し、各駐屯地等に対応する最寄りの営業所等を事前に指定し、緊密な連絡態勢を保持すること。（官側の事前承認を必要とする。）			
別紙第1「全国駐屯地等一覧表」			
オ 発地から着地まで、2以上の輸送手段がある場合は、官側の所望する時期に合致し、かつ、経済的な輸送を行うこと。			
(2) 国内における装備品等の輸送			

ア 一般貨物自動車運送事業

(ア) 貸切トラック

14トン以下の各種貸切トラックによる輸送に対応できること。

(イ) 貸切トラック（コンテナ輸送用）

私有コンテナ（12フィート以下）の輸送に対応できること。

(ウ) 貸切トレーラー

40トン以下の各種貸切トレーラーによる輸送に対応できること。

(エ) 貸切トレーラー（コンテナ輸送用）

a 40トン以下の各種貸切トレーラーによる輸送に対応できること。

b 官側が特に必要とする場合には、40トンを超える貸切トレーラーによる輸送に対応できること。

(オ) けん引輸送の適用範囲

トラック又はトラックにより積載輸送のできない車両で、けん引の可能な車両に限りトラクターでけん引輸送できること。

(カ) 官側の指定する車両により指定する発地から着地まで貨物を輸送すること。

(キ) 輸送に伴う必要な各種許可書等（火薬類運搬証明書、特殊車両通行許可証等）は、輸送業者自ら取得すること。

(ク) 貸切は原則として距離制とする。ただし、下記のような距離制により難い場合は時間制を適用する。

a 走行距離は短いが、車両を時間的に拘束される運行に対して運賃を保障する必要がある場合

b 大都市などの交通渋滞によって、運行効率が著しく低下する場合

c 短距離を反復して、ピストン輸送する場合

(ケ) 重車両等を輸送する場合における使用車両の選定にあたっては「輸送対象車両に適合する役務車両（基準）」（別紙第2）を基準とする。

(コ) 必要時には、エアサスペンション車両及びセルフローダー車両を使用すること。

(ク) 官側の要求に応じてトラックの荷台に貨物を積み付けるための資器材（建木、枠等の積み付け用品、資材の設備、鉄板、道板等）を準備すること。

(シ) 下記の場合には助手（交代運転手を含む。）を付けること。

a 危険品、特大品等の運送で道路管理者又は警察から助手を付けることを条件に車両の運行を許可された場合

b 必要により長距離運送等で交通事情その他により官側が指示した場合

イ 第一種貨物利用運送事業

(ア) 鉄道利用運送事業

a 駅託及び駅留めの自衛隊が保有又は借上げるコンテナ（以下「私有コンテナ」という。）（12フィート、20フィート及びその他のコンテナ）を鉄道により運送すること。

b 官側の要求により、貨物の積込み、取卸しに関する作業が必要な場合は、都度対応できること

(イ) 船舶利用運送事業

a 私有コンテナ（10フィート、12フィート、20フィート及びその他のコンテナ）及び自動車を船舶により運送すること。

b 官側の要求により、貨物の積込み、取卸しに関する作業が必要な場合は、都度対応できること

(ウ) 航空利用運送事業

航空混載貨物及び航空小口貨物（混載貨物として受託できない品目の輸送時のみ。）として航空機により運送すること。

ウ 第二種貨物利用運送事業

(ア) 鉄道利用運送事業

- a 集貨及び配達を含む鉄道コンテナ（12フィート、20フィート及びその他のコンテナ）輸送に対応できること。
- b 貨物の取扱い上、特別の施設、特別の負担及び特別の作業（異種の運搬具を併用する場合を含む。）を必要とする場合は、都度対応できること。
- c 集貨、配達に関連した移送作業、荷造り、仕分け及びその他の業務に対応すること。

d 輸送期限

標準貨物自動車利用運送約款第5条「引渡期間」に鉄道輸送に要する実日数を加算した期間を限度とする。

ただし、可能な場合には、前項により算出した日数を短縮した期間での輸送を行うこと。

(イ) 船舶利用運送事業

- a 集荷及び配達を含む海上コンテナ（10フィート、12フィート、20フィート及びその他のコンテナ）輸送に対応できること。
- b 集荷及び配達を含む航送専用台車（12mシャーシ及び13mシャーシ）輸送に対応できること。
- c 官側が要求する特別の作業に対応すること。
- d 海上貨物輸送において、集貨・輸送・配達での海上コンテナの留置に対応すること。

e 輸送期限

標準貨物自動車利用運送約款第5条「引渡期間」に船舶輸送に要する実日数を加算した期間を限度とする。

ただし、可能な場合には、前項により算出した日数を短縮した期間での輸送を行うこと。

(ロ) 航空利用運送事業

- a 国内航空混載貨物及び国内航空小口貨物（混載貨物として受託できない品目の輸送時のみ。）により運送すること。この際、各駐屯地等への集貨及び配達に対応すること。また、貨物の最寄り営業所への持込及び引き取りに対応すること。
- b 空港止め貨物で到着通知を必要とする貨物に対応できること。
- c 運送に関して求められるサービスを行うこと。

d 輸送期限

標準貨物自動車利用運送約款第5条「引渡期間」に航空輸送に要した実日数を加算した期間を限度とする。

ただし、可能な場合には、前項により算出した日数を短縮した期間での輸送を行うこと。

エ 港湾運送事業

- (ア) 港湾荷役事業（船内荷役作業と沿岸荷役作業）及び検数事業（調整含む）を行うこと。

- (イ) 戦車等の輸送にあたり、港湾における監視に対応できること。

- (ロ) 自衛艦及び米軍艦等に対する積み下ろし及び船内荷役に対応できること。

オ 輸送等に付帯する業務

3-(2)-アからエの輸送等に付帯する以下の業務に対応すること。

(7) 荷役機械の使用

- a 貨物の積載・卸下に必要な荷役機械及び貨物の固定等のための器材（ラッシングベルト、積み付け資材、ロープ、シート等）は輸送業者自ら準備すること。
- b 荷役機械の運行、操作等に必要な作業員（玉掛手等含む）及び資材（ワイヤー等）は輸送業者自ら準備すること。
- c 荷役機械の種類
 - (a) 200トン以下の各種ラフテレーンクレーン
 - (b) 起重機船又はクレーン付台船
 - (c) 20トン以下の各種フォークリフト
- d 荷役機械を使用する場合は、その車庫からの輸送にも対応すること。

(4) 作業

- a 横持ち、縦持ち及びはい付け等の作業に対応できること。
- b 玉掛等の作業に対応できること。

(5) 2つ以上の輸送手段の組み合わせ輸送において、次の輸送手段に接続するため貨物を集積する等、官側の要求があった場合には、倉庫業法に定める物品の保管に対応すること。

カ 令和8年度予定数量等

この役務の対象となる区間及び数量は調達要領指定書により指定する。

4 輸送役務の履行要領

- (1) 官側の要求に応じて輸送費用の見積を提出し、承認を受けること。
- (2) 輸送役務は、各駐屯地等に所在する役務発注担当官が発行する輸送役務発注書（別紙第3）に基づき実施するものとし、官側が示す期限までに輸送を完了するものとする。
- (3) 危険物の長距離輸送においては、官側の要求に応じて輸送手段、経路の見積を提出し、承認を受けること。
- (4) 輸送役務が完了した時には、発注部隊の役務検査官に速やかに報告するものとする。
- (5) 事故発生により官側に損害を与えた場合又は役務を完了できない場合には、官側に速やかに報告するとともに事故てん末書（別紙第4）を提出するものとする。
- (6) 上記を基準とするも、状況により官側が示す輸送役務の履行要領に従うこと。

5 高価品等及び付保の要領

- (1) 高価品等は、残存価格が2万円/kg（鉄道利用運送事業にあつては4万円/kg）を超えかつ価格が1千万円以上で1億円未満の装備品等とし、これらの物にのみ高価品割増を行う。付保した物には適用しないものとする。
- (2) 付保は、別紙第5に示す基準により、残存価格が1億円以上の物に対して、損害賠償責任保険に加入するものとし、その保険料相当分は官側が負担するものとする。
- (3) 別紙第5「高価品等及び付保適用物品」

6 資料の提出

(1) 提出資料

- ア 会社概要
沿革が分かるもの
- イ 営業地域等状況

(7) 本店・支店・営業所等の国内における展開状況及び本店から末端の営業所等まで

の業者関係（指揮関係）がわかるもの

- (イ) 各都道府県における輸送手段（道路・鉄道・船舶・航空）ごとの前年度輸送実績
- (ロ) 事業免許の保有状況

ウ 集配キロ程表

各駐屯地に対応する支店・営業所等名称、住所及び電話番号を付記

エ 保有車両等

- (ア) 地域別かつ車種別トラック・トレーラー台数
- (イ) 各都道府県における荷役機械及び荷役作業員（玉掛手等（指揮者・監督・玉掛手））及び一般作業員の保有数

オ 弾薬輸送の要領

- (ア) 輸送実績の有無（あればその具体例）
- (イ) 火薬類輸送実施の手順（輸送実施上の実施事項等）
 - a 道路、海上、航空及び鉄道を利用した輸送
 - b 特に、海上輸送については、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」で定められた危険物の輸送手順を明記すること。

カ 特大品の輸送要領

- (ア) 輸送実績の有無（あればその具体例）
- (イ) 戦車等輸送のための特殊車両通行許可受けの状況

キ 保全の態勢

- (ア) 秘密保全を要する物品等の輸送実績の有無（あればその具体例）
- (イ) 社内保全態勢（陸上自衛隊の輸送を実施する際の保全確保の要領（教育要領等含む。））

ク 賠償の態勢

- (ア) 現在の保険加入状況
- (イ) 1億円未満の装備品等損害の場合の補償要領

ケ 緊急・突発事態への対応要領

- (ア) 災害等緊急・突発的な輸送所要への対応要領（業務手順）
- (イ) 災害への対応実績の有無（あればその具体例）
- (ロ) 各駐屯地に対応する支店・営業所等の緊急連絡先及び担当者名

コ 事故発生時の対応要領

- (ア) 事故発生時の対応・報告要領（現場から陸自担当者まで）
- (イ) 事故てん末書の提出要領

サ 利用条件に関する資料

運賃料金表綴：別冊（本契約で使用する料金体系がわかるもの）

シ 令和7年度、当該輸送の契約を実施している輸送業者は、変更事項を除き資料の提出を省略することができる。

(2) 提出時期

官側が示す時期まで

7 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

全国駐屯地等一覧表

北部方面隊

No	駐屯地等名	所在地
1	札幌	北海道札幌市中央区南 2 6 条西 1 0 丁目
2	旭川	北海道旭川市春光町国有無番地
3	近文台（弾）	北海道旭川市近文 7 線 1 号
4	近文台（燃）	北海道旭川市近文 5 線 2 号
5	帯広	北海道帯広市南町南 7 線 3 1 番地
6	東千歳	北海道千歳市祝梅 1 0 1 6
7	真駒内	北海道札幌市南区真駒内 1 7
8	上富良野	北海道空知郡上富良野町南町 4 丁目 9 4 8
9	名寄	北海道名寄市字内淵 8 4
10	礼文	北海道礼文郡礼文町大字船泊村字沼ノ沢
11	遠軽	北海道紋別郡遠軽町向遠軽 2 7 2 番地
12	留萌	北海道留萌市緑ヶ丘町 1 丁目 6 番地
13	稚内	北海道稚内市恵比寿 5 丁目 2 番 1 号
14	沼田	北海道雨竜郡沼田町字沼田 1 1 4 2 - 1
15	多田	北海道空知郡上富良野町字上富良野
16	美幌	北海道網走郡美幌町字田中国有地
17	釧路	北海道釧路郡釧路町字別保 1 1 2 番地
18	鹿追	北海道河東郡鹿追町笹川北 1 2 線 1 0 番地
19	別海	北海道野付郡別海町西春別 4 2 - 1
20	標津	北海道標津郡標津町南 2 条西 5 丁目 3 番 1 号
21	足寄	北海道足寄郡足寄町平和 1 7 3 番地
22	島松	北海道恵庭市西島松 3 0 8
23	北千歳	北海道千歳市北信濃 7 2 4 番地
24	南恵庭	北海道恵庭市恵南 6 3 番地
25	北恵庭	北海道恵庭市柏木町 5 3 1 番地
26	幌別	北海道登別市緑町 3 - 1
27	白老	北海道白老郡白老町字白老 7 8 2 - 1
28	静内	北海道日高郡新ひだか町静内浦和 1 2 5
29	日高	北海道沙流郡日高町字千栄 7 5
30	安平	北海道勇払郡安平町安平番外地
31	早来	北海道勇払郡安平町東早来番外地
32	丘珠	北海道札幌市東区丘珠町 1 6 1 番地
33	滝川	北海道滝川市泉町 2 3 6
34	倶知安	北海道虻田郡倶知安町字高砂 2 3 2 - 2
35	函館	北海道函館市広野町 6 番 1 8 号
36	岩見沢	北海道岩見沢市日の出 4 丁目 3 1 3
37	苗穂	北海道札幌市東区苗穂町 7 丁目 1 - 1
38	美唄	北海道美唄市南美唄町上 1 条 4 丁目
39	然別	北海道河東郡鹿追町東瓜幕西 1 8 線 1 7 3 番地
40	矢白別	北海道野付郡別海町中西別矢白別無番地
41	糠平	北海道河東郡上士幌町糠平番外地糠平廠舎
42	鬼志別	北海道宗谷郡猿払村字鬼志別
43	ニセコ	北海道磯谷郡蘭越町字湯ノ里

全国駐屯地等一覧表

東北方面隊

No	駐屯地名	所在地
1	仙台	宮城県仙台市宮城野区南目館 1 - 1
2	反町	宮城県宮城郡松島町初原字樋の沢 1 6
3	神町	山形県東根市神町南 3 丁目 1 - 1
4	青森	青森県青森市浪館字近野 4 5
5	船岡	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端 1 - 1
6	船岡 (弾)	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端 1 - 1
7	弘前	青森県弘前市大字原ヶ平字山中 1 8 - 1 1 7
8	八戸	青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地
9	岩手	岩手県滝沢市後字 2 6 8 - 4 3 3
10	秋田	秋田県秋田市寺内字将軍野 1
11	大和	宮城県黒川郡大和町吉岡字西原 2 1 - 9
12	多賀城	宮城県多賀城市丸山 2 丁目 1 - 1
13	多賀城 (燃)	宮城県多賀城市丸山 2 丁目 1 - 1
14	霞目	宮城県仙台市若林区霞目 1 丁目 1 番 1 号
15	福島	福島県福島市荒井字原宿 1
16	郡山	福島県郡山市大槻町字長右エ門林 1
17	六ヶ所	青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢 6 2 - 1 1 3

全国駐屯地等一覧表

東部方面隊

No	駐屯地名	所在地
1	朝霞	東京都練馬区大泉学園町
2	市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町5番1号
3	松戸	千葉県松戸市五香六実17
4	用賀	東京都世田谷区上用賀1丁目20-1
5	久里浜	神奈川県横須賀市久比里2丁目1-1
6	勝田	茨城県ひたちなか市勝倉3433
7	土浦	茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1
8	習志野	千葉県船橋市薬円台3丁目20-1
9	霞ヶ浦	茨城県土浦市右廻2410
10	朝日	茨城県稲敷郡阿見町うずら野3丁目47
11	古河	茨城県古河市上辺見1195
12	小平	東京都小平市喜平町2丁目3-1
13	富士	静岡県駿東郡小山町須走481-27
14	富士(弾)	静岡県駿東郡小山町須走481-27
15	滝ヶ原	静岡県御殿場市中畑2092-2
16	木更津	千葉県木更津市吾妻地先
17	三宿	東京都世田谷区池尻1丁目2-24
18	下志津	千葉県千葉市若葉区若松町902
19	大宮	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地7
20	十条	東京都北区十条台1丁目5-70
21	武山	神奈川県横須賀市御幸浜1番1号
22	駒門	静岡県御殿場市駒門5-1
23	富士(燃)	静岡県御殿場市駒門5-1
24	板妻	静岡県御殿場市板妻40-1
25	北富士	山梨県南都留郡忍野村忍草3093
26	練馬	東京都練馬区北町4丁目1-1
27	宇都宮	栃木県宇都宮市茂原1丁目5-45
28	北宇都宮	栃木県宇都宮市上横田町1360
29	新町	群馬県高崎市新町1080
30	吉井	群馬県高崎市吉井町馬庭2529
31	松本	長野県松本市高宮西1番1号
32	横浜	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
33	米軍基地	神奈川県横浜市神奈川区瑞穂棧橋1 横浜ノースドック
34	高田	新潟県上越市南城町3丁目7番1号
35	新発田	新潟県新発田市大手町6丁目4-16
36	相馬原	群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
37	立川	東京都立川市緑町5番地
38	東立川	東京都立川市栄町1丁目2-10
39	座間	神奈川県相模原市南区新戸2958
40	目黒	東京都目黒区中目黒2-2-1
41	防衛大学校	神奈川県横須賀市走水1-10-20
42	防衛医科大学校	埼玉県所沢市並木3-2

全国駐屯地等一覧表

中部方面隊

No	駐屯地名	所在地
1	伊丹	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1番1号
2	八尾	大阪府八尾市空港1丁目81番地
3	豊川	愛知県豊川市穂ノ原1-1
4	明野	三重県伊勢市小俣町明野5593-1
5	守山	愛知県名古屋守山区守山3丁目12番1号
6	久居	三重県津市久居新町975
7	岐阜	岐阜県各務原市那加官有無番地
8	金沢	石川県金沢市野田町1-8
9	鯖江	福井県鯖江市吉江町4-1
10	富山	富山県砺波市鷹栖出935
11	千僧	兵庫県伊丹市広畑1-1
12	大津	滋賀県大津市際川1丁目1-1
13	今津	滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
14	大久保	京都府宇治市広野町風呂垣外1番1
15	青野原	兵庫県小野市桜台1番地
16	宇治	京都府宇治市五ヶ庄官有地
17	祝園	京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字縄田259
18	桂	京都府京都市西京区川島六の坪
19	福知山	京都府福知山市天田無番地
20	信太山	大阪府和泉市伯太町官有地
21	和歌山	和歌山県日高郡美浜町和田1138
22	姫路	兵庫県姫路市峰南町1-70
23	三軒屋	岡山県岡山市北区宿978
24	海田市	広島県安芸郡海田町寿町2番1号
25	米子	鳥取県米子市両三柳2603
26	日本原	岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
27	川西	兵庫県川西市久代4丁目1-50
28	春日井	愛知県春日井市西山町無番地
29	出雲	島根県出雲市松寄下町1142-1
30	善通寺	香川県善通寺市南町2丁目1-1
31	高知	高知県香南市香我美町上分3390
32	松山	愛媛県松山市南梅本町乙115
33	山口	山口県山口市大字上宇野令784
34	防府	山口県防府市大字田島無番地
35	北徳島	徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38番
36	徳島	徳島県阿南市那賀川町小延413-1
37	美保	鳥取県境港市小篠津町2258

全国駐屯地等一覧表

西部方面隊

No	駐屯地名	所在地
1	健軍	熊本県熊本市東区東町1-1-1
2	高遊原	熊本県上益城郡益城町大字小谷1812
3	小郡	福岡県小郡市小郡2277
4	別府	大分県別府市大字鶴見4548-143
5	飯塚	福岡県飯塚市大字津島282
6	相浦	長崎県佐世保市大湊町678番地
7	玖珠	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2494
8	福岡	福岡県春日市大和町5-12
9	対馬	長崎県対馬市厳原町棧原38
10	大村	長崎県大村市西乾馬場町416
11	竹松	長崎県大村市富の原1-1000
12	久留米	福岡県久留米市国分町100
13	湯布院	大分県由布市湯布院町川上941
14	小倉	福岡県北九州市小倉南区北方5丁目1-1
15	富野	福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地
16	北熊本	熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1
17	都城	宮崎県都城市久保原町1街区12号
18	国分	鹿児島県霧島市国分福島2丁目4-14
19	前川原	福岡県久留米市高良内町2728
20	目達原	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
21	鳥栖	佐賀県鳥栖市村田町1089-1
22	大分	大分県大分市大字駕野129
23	太刀洗	福岡県朝倉郡筑前町下高場1376-2
24	那覇	沖縄県那覇市鏡水679
25	八重瀬	沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛2608
26	南与座	沖縄県島尻郡八重瀬町字安里569
27	勝連	沖縄県うるま市勝連内間2530
28	知念	沖縄県島南城市字知念1177-2
29	白川	沖縄県沖縄市字白川119
30	春日	福岡県春日市小倉東1丁目61番地
31	熊本	熊本県熊本市東区東本町15-1
32	川内	鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2
33	えびの	宮崎県えびの市大字大河平4455-1
34	与那国	沖縄県八重山郡与那国町与那国樽舞3765-1
35	崎辺	長崎県佐世保市崎辺町11-2
36	奄美	鹿児島県奄美市名瀬大字大熊字中畑ケ266-49
37	瀬戸内	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山682-2
38	宮古島	沖縄県宮古島市上野字カギモリ原83-5
39	南那覇	沖縄県那覇市赤嶺322番地
40	石垣島	沖縄県石垣市平得大俣1273番404
41	佐賀	佐賀県佐賀市市川副町犬井道

全国駐屯地等一覧表

地方協力本部

No	地本名	所在地
1	札幌地本	札幌市中央区北4条西15丁目1
2	函館地本	函館市広野町6-25
3	旭川地本	旭川市春光町国有無番地
4	帯広地本	帯広市西14条南14丁目4番地
5	青森地本	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2階
6	岩手地本	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2階
7	宮城地本	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1階
8	秋田地本	秋田市山王4丁目3-34
9	山形地本	山形市緑町1丁目5-48 山形第2地方合同庁舎1階
10	福島地本	福島市南町86
11	茨城地本	水戸市三の丸3丁目11-9
12	栃木地本	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2階
13	群馬地本	前橋市南町3丁目64-12
14	埼玉地本	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和合同庁舎3階
15	千葉地本	千葉市稲毛区轟町1丁目1番17号
16	東京地本	新宿区市谷本村町10番1号
17	神奈川地本	横浜市中区山下町253-2
18	新潟地本	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階
19	山梨地本	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 2階
20	長野地本	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎内 1階
21	静岡地本	静岡市葵区柚木366
22	富山地本	富山市牛島新町6-24
23	石川地本	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3階
24	福井地本	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎10階
25	岐阜地本	岐阜市長良福光2675-3
26	愛知地本	名古屋市中川区松重町3-41
27	三重地本	津市桜橋1丁目91
28	滋賀地本	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5階
29	京都地本	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3階
30	大阪地本	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3階
31	兵庫地本	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4階
32	奈良地本	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1階
33	和歌山地本	和歌山市築港1丁目14-6
34	鳥取地本	鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第1地方合同庁舎6階
35	島根地本	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階
36	岡山地本	岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎2階
37	広島地本	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館6階
38	山口地本	山口市八幡馬場814
39	徳島地本	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5階
40	香川地本	高松市サンポート3番33号 合同庁舎南館2階
41	愛媛地本	松山市三番町8丁目352-1
42	高知地本	高知市栄田町2丁目2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8階
43	福岡地本	福岡市博多区竹丘町1丁目12番
44	佐賀地本	佐賀市与賀町2-18
45	長崎地本	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2階
46	大分地本	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5階
47	熊本地本	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟3階
48	宮崎地本	宮崎市東大淀2丁目1-39
49	鹿児島地本	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1階
50	沖縄地本	那覇市前島3丁目24-3-1 AS第3ビル
51	沖縄地本 (石垣出張所)	石垣市登野城55番地4号 石垣地方合同庁舎3階

全国駐屯地等一覧表

海上自衛隊

N o	部隊等名	所在地
1	松前警備所	北海道松前郡松前町字建石53
2	函館基地隊	北海道函館市大町10-2
3	余市防護隊	北海道余市郡余市町港町国有地
4	大湊地方総監部	青森県むつ市大湊町4番1号
5	大湊システム通信隊	
6	大湊造修補給所	青森県むつ市大湊町1番22号
7	下北海洋観測所	青森県下北郡東通村大字小田野沢字荒沼65
8	第2航空群第2整備補給隊	青森県八戸市大字河原木字高館
9	海上自衛隊航空補給処	千葉県木更津市江川無番地
10	海上自衛隊館山基地	千葉県館山市宮城無番地
11	第3術科学校、下総教育航空群	千葉県柏市藤ヶ谷1614-1
12	海上自衛隊補給本部	東京都北区十条台1丁目5番70号
13	横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
14	横須賀基地業務隊	神奈川県横須賀市長浦1丁目43番地
15	第4航空群第4整備補給隊	神奈川県綾瀬市国有無番地
16	航空プログラム開発隊	
17	艦船開発隊	神奈川県横須賀市船越町7丁目73番地
18	横須賀弾薬整備補給所	神奈川県横須賀市長浦町1丁目1555番地
19	横須賀造修補給所	神奈川県横須賀市田浦港町無番地
20	第2術科学校	
21	舞鶴造修補給所	京都府舞鶴市大字北吸小字北宿1059
22	舞鶴地方総監部、第4術科学校	京都府舞鶴市余部下1190
23	第3護衛艦隊司令部	
24	阪神基地隊	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町37
25	呉造修補給所貯油所	広島県呉市吉浦町乙廻
26	呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1
27	呉造修補給所	
28	第4護衛隊群司令部	広島県呉市幸町7-1
29	第1術科学校、幹部候補生学校	広島県江田島市江田島町国有無番地
30	下関基地隊	山口県下関市永田本町4-8-1
31	小月教育航空軍司令部	山口県下関市松屋本町3-2-1
32	第31整備補給隊	山口県岩国市三角町2丁目
33	第24航空隊	徳島県小松島市和田町島町字洲端4-3
34	徳島教育航空群司令部	徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
35	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市平瀬町無番地
36	第2護衛艦隊司令部	長崎県佐世保市千尽町9-1
37	海上自衛隊第22航空群	長崎県大村市今津町10番地
38	佐世保造修補給所	長崎県佐世保市崎辺町無番地
39	佐世保弾薬整備補給所	
40	第1航空群第1整備補給隊	鹿児島県鹿屋市西原3-11-2
41	第5航空群司令部	沖縄県那覇市字当間252
42	沖縄基地隊	沖縄県うるま市勝連平敷屋1920

全国駐屯地等一覧表

航空自衛隊

N o	部隊等名	所在地
1	第2航空団	北海道千歳市平和無番地
2	北部航空方面隊司令部	青森県三沢市後久保125-7
3	第3航空団	宮城県東松島市矢本字板取85
4	第4航空団	青森県上北郡東北町大沢5-4
5	第4補給処東北支処	茨城県小美玉氏百里170
6	第7航空団	千葉県木更津市岩根1丁目4番1号
7	第4補給処木更津支処	埼玉県熊谷市拾六間839
8	第4術科学校	埼玉県狭山市稻荷山2-3
9	中部航空方面隊司令部	東京都府中市浅間町1-5-5
10	第3補給処、第4補給処	東京都北区十条台1-5-70
11	航空支援集団司令部	東京都立川市栄町1丁目2番10
12	航空開発実験集団司令部	東京都福生市大字福生2552番地
13	航空自衛隊補給本部	千葉県木更津市岩根1-4-1
14	第4補給処立川支処	静岡県浜松市西区西山町無番地
15	航空総隊司令部	静岡県焼津市上小杉1602
16	作戦システム運用隊横田通関班	石川県小松市向本折長戌267
17	第4補給処木更津支処	愛知県春日井市木附町無番地
18	第1航空団	愛知県小牧市春日寺1-1
19	第11飛行教育団	岐阜県各務原市那加官有無番地
20	第6航空団	岐阜県各務原市那加官有無番地
21	第4補給処高蔵寺支処	奈良県奈良市法華寺1578
22	第1輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258
23	飛行開発実験団	山口県防府市田島無番地
24	第2補給処	福岡県春日市原町3-1-1
25	幹部候補生学校	福岡県築上郡築上町大字西八田
26	第3輸送航空隊	福岡県遠架郡芦屋町大字芦屋1455-1
27	第12飛行教育団	宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
28	西部航空方面隊司令部	沖縄県那覇市字当間301
29	第8航空団	宮古島市上野字野原1190-189
30	第3術科学校	
31	第5航空団	
32	南西航空方面隊司令部	
33	第9航空団	
34	第53警戒隊	

機 関

N o	部隊等名	所在地
1	北海道防衛局	北海道札幌市中央区大通り西12 札幌第3合同庁舎3階
2	東北防衛局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎5階
3	北関東防衛局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎第2号館9階
4	南関東防衛局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎11階
5	近畿中部防衛局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館6階
6	中国四国防衛局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館7階
7	九州防衛局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎4階
8	沖縄防衛局	沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
9	東海防衛支局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階

輸送対象車両に適合する役務車両 (基準)

輸送対象車両	標準的適合車両 (車種区分)		輸送対象車両の諸元				参考 (輸送重量算出の根拠)	
	トラック	セミトレーラ	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	輸送重量 (kg)	全備重量 (kg)	取り外した部品等とその重量
74式戦車	—	40トン車	7,840	3,180	2,250	35,757	38,000	乗員、弾薬、搭載火器等
	—	32トン車	7,840	3,180	2,250	31,067	—	パワーバック
	5トン車	—	2,083	1,866	1,134	—	—	—
		—	1,024	1,256	1,127	4,690	—	—
90式戦車	—	50トン車	9,755	3,330	2,330	49,000	50,200	乗員、弾薬、搭載火器等
	—	36トン車	7,730	3,330	1,740	33,800	—	乗員、砲塔部
	—	30トン車	—	—	—	27,860	—	パワーバック
	—	20トン車	8,450	2,960	2,280	16,100	—	車体部、弾薬、搭載火器等
	8トン車	—	7,730	3,330	1,740	5,940	—	輸送重量は砲塔架台 (1100kg) を含む。 エンジン (2,565kg)、トランスミッション (1,940kg)、冷却装置 (700kg)、付 属品 (735kg)
10式戦車	—	45トン車	9,485	3,120	2,300	42,800	44,000	乗員、弾薬、搭載火器等
	—	40トン車	9,485	3,120	2,300	39,220	—	乗員、弾薬、搭載火器、装 甲等
	—	30トン車	7,400	3,240	1,660	29,000	—	乗員、搭載火器、弾薬、燃 料部品等
	—	16トン車	7,790	2,190	1,450	12,800	—	増加：砲塔架台 (砲頭部の 内数)
	6トン車	—	2,856	2,414	1,114	4,800	—	エンジン (1,816kg)、トランスミッション (1,600kg)、冷却装置 (810kg)、付 属品等 (574kg)
78式戦車回収車	—	36トン車	7,950	3,380	2,400	34,578	38,900	乗員、搭載火器、弾薬、燃 料等

輸送対象車両	標準的適合車両 (車種区分)		輸送対象車両の諸元				参考 (輸送重量算出の根拠)	
	トラック	セミトレーラ	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	輸送重量 (kg)	全備重量 (kg)	取り外した部品等とその重量
90式戦車回収車	車体部	36トン車	8,090	3,330	1,770	35,924	49,600	—
	ブーム部	8トン車	7,400	1,400	1,900	6,000		動力室上甲板1トンを含む。
	キャビンスペース	6トン車	4,150	2,100	1,500	3,800		—
			3,610	1,240	565	1,720		
11式装軌車回収車	車体部	40トン車	9,110	3,430	2,660	37,164	50,126	乗員、搭載火器、弾薬、燃料、スベード、キャビン等
	スベード(バスケットを含む。)	4トン車	3,500	600	1,400	2,046		—
	キャビン	5トン車	3,900	1,400	2,300	4,200		—
			—	—	—	—		—
16式機動戦闘車	—	26トン車	8,200	3,270	3,300	25,000	26,000	乗員、搭載火器、弾薬、付加装甲等
87式偵察警戒車	—	16トン車	5,990	2,480	2,800	14,000	15,000	乗員、搭載火器等
73式装甲車	—	16トン車	5,800	2,900	2,210	13,300	13,300	—
96式装輪装甲車	—	16トン車	6,840	2,480	2,360	12,200	14,500	—
87式砲側弾薬車	—	20トン車	6,500	2,990	3,000	16,500	23,500	7,000kg
87式自走高射機関砲	—	40トン車	7,600	3,180	3,250	35,678	38,000	乗員、搭載火器、弾薬、燃料等
89式装甲戦闘車	—	28トン車	6,850	3,200	2,670	26,000	26,500	
82式指揮通信車	—	16トン車	5,720	2,700	2,550	12,600	13,600	
化学防護車	—	16トン車	6,100	2,480	2,380	13,700	14,300	
NBC偵察車	—	20トン車	8,000	2,500	3,200	18,780	20,000	燃料
生物偵察車	—	16トン車	7,865	2,485	3,750	12,700	12,810	乗員
輸送防護車	—	16トン車	7,180	2,480	2,650	15,000	15,000	—
水陸両用車 (AAV7)	—	30トン車	8,200	3,270	3,300	25,700	25,700	—

輸送対象車両	標準的適合車両 (車種区分)		輸送対象車両の諸元				参考 (輸送重量算出の根拠)	
	トラック	セミトレーラ	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	輸送重量 (kg)	全備重量 (kg)	取り外した部品等とその重量
9 6 式自走 1 2 0 mm 迫撃砲	—	2 4 トン車	6, 700	2, 990	2, 950	21, 700	23, 500	乗員、搭載火器等 1, 8 0 0 k g
1 5 5 mm りゅう弾砲 F H 7 0	—	2 0 トン車 (容積換算上)	9, 800	2, 600	2, 500	9, 600	9, 600	—
2 0 3 mm 自走 りゅう弾砲	—	2 8 トン車	9, 300	3, 150	2, 740	26, 319	28, 500	乗員、搭載火器、弾薬、燃料等 2, 1 8 1 k g
9 9 式自走 1 5 5 mm りゅう弾砲	—	4 0 トン車	12, 220	3, 200	3, 020	37, 700	40, 000	乗員、搭載火器、弾薬、燃料等 2, 3 0 0 k g
9 9 式弾薬給弾車	—	3 0 トン車	6, 700	3, 200	3, 100	27, 200	32, 600	5, 4 0 0 k g
1 9 式装輪自走 1 5 5 mm りゅう弾砲	—	2 8 トン車 (容積換算上)	11, 210	2, 500	3, 375	25, 000	—	—
対砲レーダ装置 J M P Q - P 7	—	トラクターけん引 (8 トン車)	7, 350	2, 820	2, 400	7, 000	7, 000	—
けん引しない場合	—	1 6 トン車 (冬季)						
対砲レーダ装置けん引車	—	1 6 トン車	5, 670	2, 800	2, 550	14, 800	14, 800	—
対砲レーダ装置電源車 J K - 1 - B	—	トラクターけん引 (3 トン車)	4, 300	2, 150	1, 900	2, 540	2, 540	—
対砲レーダ装置電源車	—	トラクターけん引 (3 トン車)	4, 300	2, 300	2, 550	2, 620	2, 620	—
対迫レーダ装置 J M P Q - P 1 3	—	トラクターけん引 (3 トン車)	5, 300	2, 500	2, 400	2, 900	2, 900	—
多連装ロケットシステム自走発射機 M 2 7 0	—	2 2 トン車	6, 980	2, 980	2, 650	20, 560	25, 500	—
8 1 式短距離地对空誘導弾 (B) 発射装置	—	1 6 トン車	7, 390	2, 500	3, 280	14, 650	14, 650	—
8 1 式短距離地对空誘導弾 (B) 射撃統制装置	—	1 6 トン車	7, 390	2, 500	3, 280	13, 350	13, 350	—
8 1 式短距離地对空誘導弾 (C) 発射装置	—	1 6 トン車	7, 660	2, 490	3, 410	15, 390	15, 390	—
8 1 式短距離地对空誘導弾 (C) 射撃統制装置	—	1 6 トン車	8, 420	2, 490	3, 620	15, 270	15, 270	—
9 3 式近距離地对空誘導弾発射装置	—	1 6 トン車	4, 940	2, 300	3, 640	4, 560	4, 560	—
1 1 式短距離地对空誘導弾射撃統制装置	—	1 6 トン車	8, 250	2, 485	3, 710	15, 340	15, 340	—

輸送対象車両	標準的適合車両 (車種区分)		輸送対象車両の諸元				参考 (輸送重量算出の根拠)	
	トラック	セミトレーラ	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	輸送重量 (kg)	全備重量 (kg)	取り外した部品等とその重量
11式短距離地对空誘導弾発射装置	-	16トン車	7,710	2,485	2,900	13,680	13,680	-
11式短距離地对空誘導弾弾薬運搬装てん車	-	16トン車	7,600	2,485	3,395	9,938	11,290	弾薬 1,352kg
改良ホーク発射機XM192E1	-	トラクタ-けん引 (2トン車)	4,370	2,440	2,330	1,875	1,875	-
改良ホークパルス捕捉レーダ (P-1) AN/MPQ-50	-	トラクタ-けん引 (4トン車)	4,990	2,480	3,070	3,839	3,839	-
改良ホークCW捕捉レーダ (P-1) AN/MPQ-55	-	トラクタ-けん引 (3トン車)	4,360	2,380	3,150	2,040	2,040	-
改良ホーク測距レーダ AN/MPQ-51	-	トラクタ-けん引 (3トン車)	4,880	2,380	2,380	2,475	2,475	-
改良ホーク高出力イルミネータ レーダAN/MPQ-46	-	トラクタ-けん引 (5トン車)	4,950	2,440	3,330	4,211	4,211	-
改良ホーク情報統制中枢 (P-1) AN/MSQ-110	-	トラクタ-けん引 (5トン車)	5,190	2,440	3,320	4,230	4,230	-
改良ホーク中隊統制中枢 AN/TSW-11	5トン車	-	4,800	2,150	2,360	2,385	2,385	-
改良ホーク運搬用ローダ M501E3	4トン車	-	4,000	1,900	2,350	2,425	2,425	-
改良ホーク野整備工場器材1号 (P-1) AN/TSM-106	5トン車	-	4,820	2,090	2,080	2,610	2,610	-
改良ホーク野整備工場器材2号 AN/TSM-108	5トン車	-	4,800	2,100	2,080	2,734	2,734	-
改良ホーク野整備工場器材3号 (P-1) AN/TSM-104	5トン車	-	4,820	2,090	2,080	2,673	2,673	-
ホーク野整備工場器材5号	-	20トン車	5,540	2,870	2,080	2,655	2,655	-

輸送対象車両	標準的適合車両 (車種区分)			輸送対象車両の諸元			参考 (輸送重量算出の根拠)	
	トラック	セミトレーラ	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	輸送重量 (kg)	全備重量 (kg)	取り外した部品等とその重量
改良ホーク野整備工場器材8号 (P-1) AN/TSM-107	5トン車	—	4,770	2,100	2,050	3,573	3,573	—
	5トン車	—	4,820	2,090	2,080	2,610	2,610	—
改良ホーク野整備工場器材9号 (P-1) AN/TSM-121	—	36トン車	10,900	3,180	2,350	33,300	34,000	乗員等
	10トン車	—	10,900	1,970	1,405	3,900	7,800	橋体部を2分割し、2面により輸送する。
91式戦車橋	—	5トン車	3,295	1,825	2,350	4,610	4,610	注: 1 輸送に際しては、原則として排土板及びバックホー(小型ドーザ)を取り外すものとする。この際、セミトレーラで輸送する場合、取り外した排土板等は別の役務車両を調整するか、官用車での輸送とする。 2 輸送対象車両の諸元中、長さ、幅及び高さは、排土板を取り外した状態(小型ドーザ及び中型ドーザは、排土板及びバックホーを取り外した状態)の諸元を示す。
	5トン車	—	3,300	1,940	2,600	5,000	5,000	
小型ドーザ	—	20トン車	6,025	1,880	3,020	18,320	18,320	
	—	20トン車	5,465	1,880	3,020	17,670	17,670	
	—	20トン車	4,935	2,050	3,055	18,120	18,120	
	—	20トン車	5,595	2,835	3,105	16,450	16,450	
中型ドーザ	—	20トン車	5,050	2,835	3,105	15,580	15,580	
	—	36トン車	4,810	3,550	3,120	16,180	16,180	
	—	28トン車	6,230	2,760	3,395	26,400	26,400	
	—	26トン車	5,190	2,760	3,400	24,820	24,820	
大型ドーザ	—	28トン車	5,535	2,760	3,395	25,310	25,310	
	—	28トン車	6,850	3,080	3,450	26,450	26,450	
	—	26トン車	5,830	3,080	3,450	25,145	25,145	
	—	30トン車	8,810	3,200	2,800	28,600	28,600	
施設作業車		—	6,990	2,700	2,790	19,040	19,040	—
75式ドーザ	—	24トン車	6,990	2,700	2,790	19,040	19,040	—

輸送対象車両	標準的適合車両 (車種区分)		輸送対象車両の諸元				参考 (輸送重量算出の根拠)	
	トラック	セミトレーラ	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	輸送重量 (kg)	全備重量 (kg)	取り外した部品等とその重量
油圧ショベル	—	24トン車	9,310	2,820	3,060	20,000	20,000	—
92式地雷原処理ローラ (運搬用トレーラ積載)	—	20トン車	8,800	2,480	3,060	19,400	19,400	—
92式地雷原処理車	—	24トン車	7,630	3,000	2,770	22,500	25,000	乗員、弾薬等 2,500kg
バケットローダ 装軌式	—	16トン車	7,160	2,450	3,415	10,810	10,810	—
	—	16トン車	5,835	2,430	3,100	13,950	13,950	—
グレーダ	—	16トン車	7,890	2,380	3,520	12,040	12,040	—
ロードローラ	—	16トン車	5,050	2,000	3,330	12,300	12,300	—
タイヤローラ	—	20トン車	5,150	2,080	3,280	15,080	15,080	—
アスファルトフィニッシャー	—	16トン車	6,695	2,490	2,645	13,510	13,510	—
クラッシャー	—	32トン車	12,526	2,905	3,070	30,000	30,000	—
小型ショベルドーザー	5トン車	—	4,100	1,680	2,450	3,540	3,540	—
拖体掘削機	—	26トン車	9,080	2,990	3,070	23,700	23,700	—
資材運搬車	5トン車	—	4,300	2,150	2,185	5,000	5,000	—
78式雪上車	—	16トン車	5,200	2,490	2,430	6,000	6,000	—
10式雪上車	4トン車	—	4,650	2,250	2,380	4,000	4,000	—
備考	1 標準的適合車両区分のセミトレーラ欄にトラック引とあるのは、トレーラけん引車 (トラクター) によるけん引役務を示す。 2 10式戦車については、原則として40トン車により車体部と砲塔部を分離せずに輸送するものとし、官側が特に必要とする場合は、45トン車により輸送するものとする。また、90式戦車については、官側が特に必要とする場合は、50トン車による輸送に対応するものとする。 3 その他、記載のないものについては、輸送対象の状態、容積及び重量を考慮し、官側との協議によるものとする。							

発注番号	
予算総括者	
科目(項)	
科目(目)	
科目(目細)	

殿

輸送役務発注書

品名	数量	外装 個数	荷姿	実重量 (t)	容積 (m ³)	トン数 形式 数量	役 務 内 容	
							トラック・トレーラー・鉄道コンテナ・海上コンテナ	
							航送専用台車・その他()	
							記事	
期 間			実施月日	車 番	個数	ト ン 数 形式・数量	摘 要	
発送部隊名								
発 地								
受領部隊名			上記の役務は 年 月 日完了したことを証明する。 年 月 日					
着 地			検 査 官 所 属 階 級 氏 名					
(印)								
役 務 費 明 細								
区 分	計算トン数 距 離	基本料金 (単 価)	割増率	数量	金 額	摘 要		
運 賃								
小 計								
消 費 税 額								
合 計								
上記のとおり発注する。								
年 月 日				発 注 官 官 職 階 級 氏 名				
(印)								

事 故 て ん 末 書									
発注番号				記 事					
事 故 発 生	年月日								
	場 所								
	天 候 気 象								
事 故 内 容	品 名	数 量	外 装 個 数	荷 姿	実重量 (t)	容 積 (m ³)	種 類	推 定 損害額	摘 要
事 故 の 状 況	原 因： 処 置： そ の 他： 責任者の 申し立て：								
検査官 殿 上記のとおり報告いたします。 年 月 日 扱店名 印									
証 明	上記事項は事実に相違ないことを証明いたします。 年 月 日 検査官 所属階級氏名 印								
意 見									

高価品等及び付保適用物品

区 分	内 容	
対象器材	誘導武器器材 火器 車両 通信器材 施設器材 航空器材 需品器材 衛生器材 試作品等	
対象品目	別に示すとおり。 (令和8年度貴重品、高価品及び付保該当品目)	
適用条件	残存価格が1千万円以上 1億円未満で、かつ 残存価格／梱包重量が 2万円／k gを超えるもの に限る。 (鉄道利用運送事業にあつ ては4万円／k g)	残存価格が1億円以上
適用区分	貴重品・高価品割増	付 保